

3. 遺伝子組換え作物の不適切な取り扱いはいかなる訴訟を受けることになるか? ——「スターリンクを使用していない農家が提起した集団訴訟⁽¹⁾」——

三石誠司（GMO プロジェクト研究客員研究員）
(米国全農組貿株式会社・ニューオリンズ支店長)

はじめに

2000 年秋にアメリカのファースト・フード・チェーン “Taco Bell” の商品から発見された遺伝子組換え（GM）とうもろこし「スターリンク」は、食品の安全性や遺伝子組換え作物に対する関心・議論が高まっていた日米両国双方において大事件となったことは記憶に新しい。両国政府および関係業界の対応により今日では食品用・飼料用を問わず国内用のみならず輸出用とうもろこしについても一定の確立された検査手法が合意の上、実施されている。

本稿の目的は、スターリンクの実際の混入あるいは現行検査について記録を検証し見解を示すことではない。問題発生当時、両国の関係者がどのように状況を理解し対応してきたかについては既に各種の公式見解がインターネットのウェブサイト等で公開されている。スターリンクを使用したアメリカの生産者に対し、疑わしい恐れのある農場在庫をどのように隔離したかについても同様である。

これに対し、本稿では実際にスターリンクを使用した生産者や流通業者ではなく、スターリンクにより、いわば不意打ちのような形で様々な影響を受けたアメリカの生産者に焦点を当てている。

具体的には、2000 年 12 月 1 日、連邦地裁イリノイ州南部地区裁判所（United States District Court for the Southern District of Illinois）に提訴されたスターリンクを使用していない農家（Non-Starlink Farmers）による集団訴訟（クラス・アクション）の訴状を素材に若干の検討を加えることとする。

結論を一部紹介すれば、この訴訟は 2003 年 2 月 14 日に企業側が 110 百万ドルの和解金を支払う形の和解案が提示され、内容の公正性・是非を問う公開ヒアリングが 2003 年 4 月 7 日に予定されている。本稿執筆時点（2003 年 3 月）で最終的な動向の確認は不可能であるが、訴状に述べられた内容を検討することにより、仮に自分を被告の立場において見れば、どのような行為が訴訟を受けるポイントとなったかを検討することができる。

なお、通常、アメリカにおける集団訴訟の訴状などというものはわが国の農業関係者が見ることはかなり少ないと思われるため、訴状全体の紹介を兼ねつつ検討を行いたい。箇条書き・黒丸（・）で示した部分は訴状の内容を適宜翻訳したものであるが、全体の流れとして筆者の説明の中に含んでいる場合もある。いずれの場合も末尾に括弧書きで原文訴状の各文章に記された通し番号を付記している。内容をわかり易くしたためかなり意訳した部分もあるが、不適切な法律用語の翻訳がある場合には、誤解・誤訳を含み全て筆者の

責任であることをご理解頂ければ幸いである。

さて、訴状全体はいくつかのパートに分かれているが、ここで取り扱うケースは全体が 12 に分かれている。まず、タイトルのみを列記する。

CLASS ACTION COMPLAINT

- Nature of the Action
- Parties
- Jurisdiction and Venue
- Class Action Allegations
- Factual Allegations
- Injuries to Plaintiff and the Class Members

COUNT 1:Public Nuisance

COUNT 2:Consumer Fraud and Deceptive Business Practice

COUNT 3:Negligence

- Prayer for Relief

JURY DEMAND

実際にアメリカの裁判手続きを実施している弁護士や法曹関係者であれば、以上のタイトルを見ただけでこの訴訟がどのようなものかがわかるであろうが、普段こうした訴状を見慣れていない者にとっては一読しただけでは内容はわかりにくい。このため、ここでは筆者自身の整理も兼ねて順次ポイントを検討していくこととする。もちろん、この訴訟における原告 (plaintiff) はスターリンクを使用していない生産者 (Non-Starlink farmers) であり、被告 (defendant) はスターリンクの種子を開発・販売した Aventis Crop Science USA Holding, Inc. (当時。現在は Starlink Logistics, Inc. となっている。ちなみにスターリンクの種子を実際に販売した種子会社である Garst Seed Company も現在では Advanta USA, Inc. という全く別の名称になっている。) である。

ところで、もともとスターリンクを使用していない生産者による訴訟は大小 17 件の異なる訴訟（つまり別々に提起された訴訟）が存在したが、2001 年 6 月 20 日時点でそのうち 15 件が本件に統合され、残りの 2 件については現在イリノイ州およびインディアナ州で別々に係争中となっている。

そして、2001 年 8 月から 10 月にかけて、裁判所の指示を受けた原告は、本件訴訟を集団訴訟として提訴することを決め、2001 年 12 月 1 日に集団訴訟として正式提訴したのである。本稿で紹介している訴状の最終日付は 2000 年 12 月 1 日時点となっているが、集団訴訟という形に統合される前の元々の提訴内容であり、Original Class Action Complaint という位置づけになっている。

なお、本稿の中で Aventis 社について言及する場合は、便宜上全て「被告」で統一することとする。

パート1 集団訴訟訴状

CLASS ACTION COMPLAINT (集団訴訟訴状)

この部分は本件訴訟がどのようなものであるかを示している。

タイトルは「集団訴訟訴状」であり、記されている内容は、補償的・懲罰的損害賠償および差止救済 (compensatory and punitive damages and injunctive relief) である。原告は、被告企業に対し、コモン・ロー (判例法) およびエクイティ (衡平法) にもとづき、消費者に対する詐欺 (consumer fraud), 欺瞞的取引行為 (deceptive trade acts) について陪審による裁判を要求している⁽²⁾。

個別法律用語の説明は割愛するが、この時点で既に本件訴訟の骨格をなすポイントが如実に示されている。訴状は被告企業が被る可能性のある罪は、消費者に対する詐欺行為であり、実際の行動も欺瞞的取引行為であるとしている。実際にはこの他に過失 (negligence) があるが、その点については後述する。

1. NATURE OF THIS ACTION (この行為の性質)

通常、訴状の現物はかなりの量になるため、先に述べたとおり、実際の訴状にはどの文章にもどこの項目かがすぐに判明するような全体の通し番号が付けられている。本件の通し番号は全体 68、本項は通し番号 1 から 10 に相当する。以下、便宜的に筆者の訳文あるいはまとめの最後に該当箇所の番号を括弧書きで追記する。内容のポイントは、以下のとおりである。

- ・被告は一般的にStarLinkとして知られるGMとうもろこしの種子を販売する多国籍企業の一部門であり、西暦 2000 年には全米のスターリンクの作付面積が 35 万エーカーである (1)。
- ・問題となる蛋白質はCry9Cというものであり、これはヨーロピアン・コーン・ボアラーに対して有効である (2)。
- ・被告が GM 種子であるスターリンクの認可申請を環境保護庁 (EPA) に行った際、EPA の権限を越える範囲において若干の見落とし (oversight) があった。つまり Cry9C 蛋白質は、人間にとてアレルギー源となる耐熱性のような性質を持っているという情報を被告は EPA に提出している (3)。
- ・被告は、認可申請を実施した時点で、とうもろこしはクロス・ポリネーション (他家受粉) する作物であり、スターリンク種子も他の種子と他家受粉することを知っている (4)。
- ・また、被告は同時点で、他家受粉以外にも、例えば保管・輸送・収穫・そして穀物エレベーターなど多彩なポイントでスターリンクがスターリンク以外のとうもろこしと混入する可能性があることを知っている (5)。
- ・さらに被告は、追加コストの問題等により当時の穀物エレベーター、保管・輸送施

設等は、スターリンクと他のとうもろこしを分別管理することは現実的に出来ないことも知っている（6）。

- ・被告により提出された書類に基づき EPA は以下のような条件付き許可を与えてい る（7）。

- a) スターリンクは食品用としては認めない。
- b) 被告はその旨を農家に伝え、警告する（inform and warn）義務がある。
- c) 被告は、EPA の認可は一定の安全上の注意、つまり他のとうもろこしからの他 家受粉を防ぐためのバッファー・ゾーン（隔離地域）や、保管・輸送に対し分 別が必要であるという旨を、農家に伝え、警告する義務がある。
- d) 被告は、収穫済のスターリンクは、飼料用あるいはエタノール生産等の工業用 のみに使用が認められている旨を、生産者に対し伝え、警告する義務がある。
- e) スターリンクの種子を購入した全ての生産者は、種子を育てる前に、この内容 を定めた契約に署名することが求められている。さらに被告は、スターリンク の成育・収穫・保管・出荷について、飼料用および工業用のみに使用が認めら れているという趣旨に沿ったものであるかどうかをモニタリングし確実にする 義務がある。

つまり、EPA が与えた認可はあくまでもこうした条件のもとで「限定的に」与えられたものであり、食品原料の流れ（food chain）の中にスターリンクが入ってくることは認めていなかつたということを訴状は明確に示している。ここで述べた5項目は、最近ではかなり同様の内容が認識されてきてはいるが、2000年当時、新規 GMO 商品の開発にしのぎを削っていたバイテク企業にとっては、いずれはクリアしなければならないとわかつてはいても実際にはどこも手をつけるのに躊躇していた類の課題であったと思われる。

さて、本件訴訟では原告は2000年にスターリンクを作付けしていないが、スターリンク によって被害を被ったとされる生産者である。訴訟では具体的にどのような点が問題となつたかを次に検討する。

- ・原告は以下の補償的・懲罰的損害賠償および差止救済を求めている（9）。

- 1) 被告の過失行為（negligent conduct）により、当局が要求した安全上の注意は 生産者に伝えられず、結果として要求された安全上の行動が取れなかつたこと。
- 2) 被告はスターリンクの中には人間に對しアレルギー源となるものを含んでおり、スタ リンクは他の食品用に意図されたとうもろこしとも容易に混ざり受粉するこ とを知りつつ販売したこと。
- 3) 被告は660フィートのバッファー・ゾーンは、スターリンク以外のとうもろこ しとの混入を防ぐために安全上も不十分であることを知っていたこと。
- 4) 最後に、この問題によりアメリカ産とうもろこしの輸出マーケットには大きな 影響が生じ、原告としてはスターリンク混入の有無を検査するために、多大な 時間と手間を強いられたばかりでなく、Non-GM 作物や、IP（Identity Preservation；分別管理）作物契約、あるいはオーガニック作物の生産者にと

っては、本来得ることができたはずのプレミアムを喪失しただけでなく、さらなる IP ハンドリングのコストを負担することになったこと。原告としては、原告各メンバーの訴えは、生活妨害 (public nuisance), 消費者詐欺 (consumer fraud), 欺瞞的取引行為 (deceptive trade practice), そして過失 (negligence) であると考えている。

2. PARTIES (当事者)

ここでは原告、被告双方の当事者が誰であるかが示されている。

- ・原告として Raimond Mulholland というイリノイ州の生産者が代表で示されている。彼はスター・リンクを一度も購入したことなく、育てたこともない (10)。
- ・また、被告としては、Aventis Crop Science USA Holding, Inc. が示されている。この会社はデラウェア州法人であり、本社はノース・キャロライナ州にあることが示されている (11)。

3. JURISDICTION AND VENUE (裁判管轄権と裁判地)

ここでは、裁判管轄権および裁判地が示されている。

- ・原告はイリノイ州、被告はデラウェア州およびノース・キャロライナ州に居住しており、本件の訴訟金額が \$75,000 以上の争議であること (12)。
- ・裁判地としては実際に多くの問題が発生した当地イリノイ州が適当であること (13)。
- ・これらは合衆国憲法に合致していること (14)。

4. CLASS ACTION ALLEGATIONS (集団訴訟申し立て)

- ・原告となり得るメンバー（クラス・メンバー）について、「穀物を販売する目的で、2000 年にスター・リンク以外のとうもろこしの生産・収穫を実施した、被告企業の役員・社員・従業員および政府関係組織を除く全ての個人あるいは企業」とし、コモン・ロー（および衡平法）に基づき補償的・懲罰的損害賠償と差止救済を求めている (15)。
- ・さらに、原告となり得る人間の数が人数的にも地理的にも極めて多岐にわたるため、現時点では数を特定できないが、いずれにしても数千人規模になるであろうことを示している (16)。
- ・原告はメンバーの利益を守りメンバーとは利害対立をしないこと (17)。
- ・この訴訟は集団訴訟として適切であり、メンバーは被告の間違った行動により被害を受けたこと (18)。
- ・原告は経験ある弁護士により代表されること (19)。

そして次が実際の争点である。この内容はアルファベット順に a から o まで箇条書きで 15 項目に達する (20)。問題点をこうした形で細かく掘り下げていく方法は大いに参考になると思われる。以下、簡単に内容を列記する。

- a) 被告はスターリンクが簡単にスターリンク以外のとうもろこしと他家受粉することを知っていて販売したかどうか,
- b) 被告は、特に作付け、収穫、穀物エレベーター、船積み、そして輸送過程において、スターリンクが簡単にスターリンク以外のとうもろこしと混ざることを知っていて販売したかどうか,
- c) アメリカ産とうもろこしにスターリンクが混入しているかもしれないという懸念により、国内および海外のマーケットにおいて価格低下し、あるいは拒絶されたかどうか,
- d) 被告は生産者に対し、スターリンクは容易に他のとうもろこしと他家受粉するため安全上の注意をするべきという情報を伝達することを怠ったかどうか,
- e) 被告は食品用に使われるとうもろこしとスターリンクが混入しないよう必要な安全上の注意を取ることを生産者に伝達することを怠ったかどうか,
- f) 被告はスターリンクを購入する生産者に対し、食品用に使用することは不可能であることを伝達することを怠ったかどうか,
- g) 被告はスターリンクに関する EPA の登録に違反したかどうか,
- h) 被告によるスターリンク混入が公的不法妨害 (public nuisance) を引き起こしたかどうか,
- i) 被告はスターリンクの販売において消費者への詐欺と欺瞞的取引行為を規定する法を犯したかどうか,
- j) 被告はスターリンクの製造と販売において過失があったかどうか,
- k) 集団訴訟のメンバー（クラス・メンバー）は、彼らのとうもろこしとスターリンクの現実あるいは潜在的な混入により既に被害を受けたかどうか、あるいは受けつつあるかどうか,
- l) 集団訴訟のメンバーは、とうもろこしの輸出マーケット、特にアジアおよびヨーロッパの輸出マーケットにおいて、アメリカ産とうもろこしは全部あるいは一部にスターリンクが混入しているかもしれないという懸念から価格低下を引き起こすなどの被害を受けたかどうか,
- m) 被告の行動が集団訴訟のメンバーに対し被害 (injury) を与えたかどうか、仮に与えたとすればそれはどの程度の被害か、そして仮に被害を与えたとすれば、
- n) 集団訴訟のメンバーの被害を適切に算定する方法はどのようなものか、
- o) 原告および集団訴訟のメンバーは、2001 年度およびそれ以降における混入を避けるために、農地、農業機械、保管施設、収穫機具、輸送施設、穀物エレベーターおよびその他のスターリンク以外の種子に関して差止救済 (injunctive relief) を必要とするかどうか。

以上の内容は一読してわかるとおり、極めて細かくかつ具体的に各々の可能性を列記している。これらの質問は、自らスター・リンクを用いなかつた生産者にとって突然のスター・リンク被害に見舞われた場合、当然思い浮かぶ内容であろうが、以外と「言われて見れば…これも該当する…」という点があることも事実である。つまり、このような形で具体的なポイントをひとつひとつ列記する手法そのものが裁判上の特殊な手法であることもまたご理解頂ければと思う。

実際、訴状には、「集団訴訟という手段は、この点、今回のケースのように原告となり得る被害者の数が多数に及びかつ受けた被害の内容がかなりの程度共通性を持っているときには、同じ証拠を何度も提出することなく、最も効率的かつ経済的な訴訟方法である(21)」といった内容が述べられている。そして、最後に、集団訴訟のメンバー全員に対して取ってきた被告の行動に対し何を求めるか、即ち差止救済が最も適当であるという要求(22)が記されている。

5. FACTUAL ALLEGATIONS (事実申し立て)

この項では本件に対し判断の根拠となる複数の重要な事実が列記されている(23-42)

- ・とうもろこしはアメリカおよび世界の食料供給において極めて重要な穀物であり、1999年のアメリカの国内マーケットは200億ドルに達すること(23)。
- ・とうもろこしは他家受粉により育つこと。花粉が飛行する距離はかなりの距離に及び他のとうもろこしと交雑する植物であること(24)。
- ・1996年から1999年にかけて積極的に宣伝され販売された遺伝子組換え作物の中では、とうもろこしと大豆が主要なものであり、とうもろこしについては、いわゆるBtとうもろこしが主体であること(25)。
- ・スター・リンクはBtとうもろこしであること(26)。
- ・スター・リンクを他の植物から完全に分離することは不可能であること。つまり他の植物や種子はスター・リンクと混ざる可能性があること(27)。
- ・被告はスター・リンクの開発時点でアレルギーのテストを実施しているが、その程度は不明であること。しかしながら、被告がEPAに提出した書類はスター・リンクが人間にとてアレルギーを引き起こすことで知られている蛋白質に固有の性質を備えていることが記されていること(28)。
- ・EPAの管轄は新規の殺虫剤と思われる遺伝子組換え商品についてのみ適用されること。EPAの規則によれば殺虫剤については安全性、特に人間と環境に対する安全性について審査をすることとなっていること(29)。
- ・スター・リンクは遺伝子組換えにより自ら殺虫剤(作用)を作り出すため、スター・リンクに関する規制当局の見落としはEPAの権限の範囲内に落とし込まれてしまっていること(30)。
- ・1997年当時、被告はEPAに対しスター・リンクの販売許可を申請している。既に述

べたように EPA に対する被告の申請書はスターリンクが人間にとてアレルギーを引き起こすことで知られている蛋白質に固有の性質を備えていること (31)。

- ・1997 年当時、EPA は被告に対しスターリンクの販売を一定の条件付きで許可している。その条件とは、スターリンクは食品用としては許可されておらず、飼料用あるいはエタノール生産のような工業用としてのみ許可されることであり、その上、被告は生産者との間にスターリンクの作付け前に以下の 3 点について署名入りの契約を締結する必要があるという内容である。

その 3 点とは、

- 1) スターリンクは他家受粉によるスターリンク以外のとうもろこしとの交配を避けるため、少なくとも 660 フィートのバッファー・ゾーンにより囲まれた畑でのみ生育できること、
- 2) 食品用には許可されていないため、飼料用あるいは工業用にのみ使用できること、
- 3) スターリンクを生育している生産者は、食品用とうもろこしのフード・チェーン（つまり流通の流れの中）にスターリンクが混入しないよう注意しなければならないこと、

である (32)。

- ・スターリンクの販売において被告は EPA に登録した内容に適切に従うことを見つめていること (33)。
- ・さらに、被告はスターリンクとスターリンク以外のとうもろこしが他家受粉により交配することを防ぐためには当局に登録されたバッファー・ゾーンだけでは不十分であることを情報に基づき、また明らかに気がついていたこと (34)。
- ・2000 年 9 月、遺伝子の組成を検査する専門企業である Genetic ID 社により Taco Bell の商品よりスターリンクが検出され、リコールへつながったこと (35)。
- ・これをきっかけに明らかになったことは、スターリンクは、タコ・シェルやコーン・チップ、コーンミールその他アメリカの食料品の相当多くに含まれているということである。現在までに多くの人々がスターリンクに汚染された食品を食べたあとに過敏反応を含むアレルギー反応を起こしたと報告されている (37)。
- ・また種子会社である Garst Seed Company により 1998 年初めに販売された非スターリンクおよび NonGM 種子にもスターリンクが含まれていたことが判明している (37)。
- ・さらに海外の食品用に輸出されたとうもろこしの中からもスターリンクが混入していることが判明し、使用目的により拒絶されたり値引きされたりしていること (38)。
- ・これらの内容は、既にスターリンクを販売していない被告によっても報告されていること (39)。
- ・Taco Bell の商品からスターリンクが発見されて間もなく、被告はスターリンクを使用した全ての生産者に対して手紙を送付している。その中で、EPA に登録されて

いるように全ての農家が契約を締結しているのではないことに被告は気が付いていたことから、契約未締結の生産者は契約を締結するよう求めている（40）。

・アメリカの食品の多く及び輸出向けのとうもろこしの多くからスターリングが発見された結果、アメリカ産とうもろこしの信頼・誠実性と安全性は、輸出市場、特に日本、韓国、そしてヨーロッパにおいて消失したこと（41）。

・さらに多くのアメリカの食品企業もスターリングに汚染されているアメリカ産とうもろこしを拒絶している。そして主として飼料用あるいは工業用の原料としてとうもろこしを買い付けているアメリカの企業ですら、スターリングや Cry9C 蛋白質の疑いのあるとうもろこしを拒絶していること（42）。

6. INJURIES TO PLAINTIFF AND THE CLASS MEMBERS (原告及びメンバーの被害)

ここでは、原告及び集団訴訟のメンバーがどのような被害を受けたかが列記されている（43-51）。

・被告の行為によりスターリングが食品に混入したため、スターリングを使用していない生産者も、自分のとうもろこしを保管施設・ハンドリング・加工および輸出企業を通じて輸出チャネルに出すことにおいて被害を受けている。穀物エレベーターの中には、販売するとうもろこしをスターリング・フリーという形にするため、高額で時間のかかる検査を全てのとうもろこしに対して実施することを要求しているところもある（43）。

・さらに、食品および食品原料の中にスターリングが混入したことにより、アメリカ国内のマーケットの一部と輸出マーケットの一部が失われている（44）。

・同様に、食品および食品原料の中にスターリングが混入したことにより、全てのアメリカ産とうもろこしの価格が低下している（45）。

・スターリングとスターリング以外のとうもろこしを分別するための費用は膨大なものである。被告の行為は、集団訴訟のメンバーに対し、彼らのとうもろこしの信用を守るために余分な注意と余分な費用を発生させている（46）。

・集団訴訟のメンバーの中で、オーガニック農家、Non GM 農家、そして IP 契約を締結している農家は、アメリカ産とうもろこしにスターリングが混入していることにより、本来食品用として受け取ることが出来たはずのプレミアムを喪失し、現在でも喪失するリスクに直面している（47）。

・GM とうもろこしを作っている他企業、例えばモンサント社は、スターリング混入問題は（これまでの）アメリカの穀物輸出マーケットを崩壊させ、結果として彼らの行動を変更させたことを認めている（48）。

・また集団訴訟のメンバーは、農業機械、保管施設、収穫機械、輸送施設や機具などについても物的損害を受けているし、畑そのものにも被害を受けている可能性がある（49）。

- ・スターリンクを使用しない全てのアメリカの生産者は被告の行為により依然として被害のリスクに曝されている (50)。
- ・そして、現在及び将来のとうもろこしも、場合によっては意図せざる他家受粉及び混入により被害を受けるかもしれないこと (51)。

これまで述べてきた内容に基づき、訴状は被告の行為・責任を以下の3つの大きな範疇にとりまとめている。その3点とは公的不法妨害 (Public Nuisance)⁽³⁾、消費者詐欺および欺瞞的取引行為 (Consumer Fraud and Deceptive Business Practices)、そして過失 (Negligence) である。

COUNT I

Public Nuisance (パブリック・ニューサンス：公的不法妨害)

- ・これまで述べてきた内容のうち、この範疇に入るものを以下にとりまとめる (52)。
- ・被告はアメリカにおいてスターリンクの大規模な混入を引き起こしたことにより公的不法妨害を作り出している。これは、スターリンクに対するEPAの登録に違反あるいは適切に従わないことにより、公的権利 (public right)、公衆衛生 (public health)、公的な生活のし易さ・利便 (public comfort and public convenience) を不当かつ大きく制限するものである (53)。
- ・この重大な妨害は社会の極めて多くかつ多岐にわたる人々に影響を及ぼしている。これは、
 - 1) スターリンクに関するEPAの登録内容に定められた制限に被告が従わなかったこと、
 - 2) 被告は、スターリンクが他のとうもろこしとの間で他家受粉することは完全とは言えなくても恐らくはないであろうと知った上で販売していたこと、そして
 - 3) スターリンクは食品にも混入し容易に発見されるであることを知った上で販売していたこと、
 による (54)。
- ・また、原告と集団訴訟のメンバーは、一般の人々が被った公的不法妨害とは異なる被害を受けている。即ち、スターリンクが食品原料用とうもろこしにも含まれているということが判明したことにより、アメリカ国内および海外においてアメリカ産とうもろこしが拒絶され、価格や需要が減少したこと。そして彼らのとうもろこしを販売するため、彼らのとうもろこしの中にはスターリンクが含まれていないということを明確にするために検査を行ったり分別管理をすることを要求されたことに伴う追加的な費用、さらに国内および海外において、アメリカ産とうもろこしにスターリンクが含まれているということに起因する価格低下に伴う経済的な被害である (55)。
- ・原告および集団訴訟のメンバーは、公的不法妨害を解消するため、被告に対し、

- 1) 2001 年以降将来にわたる混入を防ぐため、全ての土壤、農業機械、保管施設、収穫機械、輸送施設、穀物エレベーター、種子供給からスターリンクを除くことを要求する内容の差止救済（injunctive relief）を求める。さらに、
- 2) 被告の行為により生じた被害に対し、補償的・懲罰的損害賠償と、全てに伴う必要な費用および弁護士費用の負担を要求する（56）。

COUNT II

Consumer Fraud and Deceptive Business Practices (消費者詐欺および欺瞞的取引行為)

- ・これまで述べてきた内容のうち、この範疇に入るものを以下にとりまとめる（57）。
- ・原告および集団訴訟メンバーは、被告に対し、消費者詐欺および欺瞞的取引行為を定めた州法に照らして本件を提訴するものである（58）。
- ・ここで、原告および集団訴訟メンバーとは、スターリンク以外のとうもろこしを生産している生産者であり、スターリンクとの他家受粉および混入のリスクに曝されている生産者のことである（59）。
- ・被告は、特に以下の行為により消費者詐欺および欺瞞的取引行為を行っている。

第 1 にスターリンク使用農家に対し、EPA の登録の内容・条件を伝えなかつたこと、

第 2 にスターリンク使用農家に対し、食品用には認められていないことを伝えなかつたこと、

第 3 にスターリンク使用生産者に対し、スターリンク以外の種子の近くで生育すべきでないことを伝えなかつたこと、

第 4 にスターリンク使用生産者に対し、食品用とうもろこしには、収穫、保管、販売においてスターリンク以外のとうもろこしとの混入を防ぐために分別管理の技術が必要であることを伝えなかつたこと、

第 5 に穀物エレベーターに対しスターリンクに関する必要な事前の注意を与えなかつたこと、

第 6 に集団訴訟メンバー、即ちスターリンクを使用していない生産者に対し、スターリンクの畑の近くでとうもろこしを生育することは、スターリンクに関する潜在的なリスクに直面することを伝えなかつたこと。また、スターリンクが食品用には許可されていないこと、他家受粉を防ぐために設けられているバッファー・ゾーンでは不十分であるということを知った上で実際のスターリンクの販売が行われていること、

である（60）。

- ・なお、被告は、他の人間（実際にスターリンクを使用する生産者のことか？）はこうした判決に影響を与えるような事実（material facts）を隠蔽（concealment）、削

除 (suppression), 省略 (omission) するであろうということを知り, 意思を持つた上でこの行為を行っている (61)。

- ・原告および集団訴訟のメンバーは, 被告によるスターリンクの販売によりここに述べたような被害を受けている。

このため, 被告に対し,

- 1) 2001 年以降将来にわたる混入を防ぐため, 全ての土壌, 農業機械, 保管施設, 収穫機械, 輸送施設, 穀物エレベーター, 種子供給からスターリンクを除くことを要求する内容の差止救済 (injunctive relief) を求め, さらに,
- 2) 被告の行為により生じた被害に対し, 補償的・懲罰的損害賠償と, 全てに伴う必要な費用および弁護士費用の負担を要求する (61)。

COUNT III

Negligence (過失)

- ・これまで述べてきた内容のうち, この範疇に入るものを以下にとりまとめる (62)。
- ・被告の行為は過失 (Negligence) に該当する (63)。
- ・被告が取り得た別の方法としては, EPA の登録内容により禁止された方法に基づき, 集団訴訟のメンバーに対してスターリンクを販売する義務が存在した (64)。
- ・さらにまた別の方法として, 被告は, 先に述べたような損害を引き起こすことが予想できるような方法でスターリンクを販売することを止める義務も存在した (65)。
- ・しかしながら, 被告は, EPA に登録された内容あるいはここで述べた内容に違反してスターリンクを販売することにより, これらの義務違反を起こしている (66)。
- ・これらの義務違反は原告および集団訴訟のメンバーが被った被害の直接あるいは近い原因である (67)。
- ・原告および集団訴訟のメンバーは, 被告によるスターリンクの販売によりここに述べたような被害を受けている。このため, 被告に対し,
 - 1) 2001年以降将来にわたる混入を防ぐため, 全ての土壌, 農業機械, 保管施設, 収穫機械, 輸送施設, 穀物エレベーター, 種子供給からスターリンクを除くことを要求する内容の差止救済 (injunctive relief) を求め, さらに,
- ・被告の行為により生じた被害に対し, 補償的・懲罰的損害賠償と, 全てに伴う必要な費用および弁護士費用の負担を要求する (68)。

PRAYER FOR RELIEF (救済の要求)

そして最終的な要求内容のまとめが a から h の 8 項目にまとめられている。

その内容は,

- a) この訴訟が適法の集団訴訟であり, 原告は集団訴訟のメンバーを代表し, 原告の弁

- 護士は集団訴訟メンバーの弁護士であること、
- b) 裁判所は、被告が公的不法妨害を起こしたという判決を下すこと、
 - c) 裁判所は、被告が消費者詐欺、欺瞞的取引行為を起こしたという判決を下すこと、
 - d) 裁判所は、被告にスター・リンクの販売においてここで述べたような過失があったという内容の判決を下すこと、
 - e) 裁判所は、被告に原告および集団訴訟メンバーに対して補償的・懲罰的損害賠償および弁護士費用を支払う旨の判決を下すこと、さらに、
 - f) 被告に対しては、2001年以降将来にわたる混入を防ぐため、全ての土壤、農業機械、保管施設、収穫機械、輸送施設、穀物エレベーター、種子供給からスター・リンクを除くことを要求する内容の差止救済（injunctive relief）を命令し、
 - g) 被告は、弁護士費用およびそれに限られない関係費用を含む本訴訟の費用を負担すること、そして、
 - h) その他公平、適切、そして正当と思われる全ての救済を与えること、
となっている。

JURY DEMAND

原告はここで述べた内容に対し、陪審による裁判を行うことを希望している。

2000年12月1日

以下の署名欄は省略する。

さて、以上紹介してきたとおり、訴状の内容にはかなりの重複が見られるが、論点は一貫している。

被告の行為は、公的不法妨害（Public Nuisance）を引き起こし、消費者詐欺および欺瞞的取引行為（Consumer Fraud and Deceptive Business Practices）であり、さらに被告には過失（Negligence）が存在したため、全ての内容を認めた上で、補償的・懲罰的損害賠償と差止救済を求める判決を要求するというものである。

それでは、この裁判は実際にどう展開したか、実際の訴訟が提起されてから約2年後の今年になって、本件は一定の進展を見せている。裁判はどこの国でも時間がかかるが本件も例外ではない。但し、この期間に当事者間で様々な交渉が行われていたことはもちろん事実である。我々部外者が知ることができるのはあくまでも和解案という形の、いわば「事務レベル」での暫定合意ができた後のこととなる。

パート2ではその内容を簡単に検討し、筆者のコメントを付加することとする。

パート2 2003年2月14日の和解案

ロイター電は2003年2月6日時点で、本件訴訟が原告・被告の間で暫定的に和解に至り、本件の和解金は110百万ドルとなるであろう旨を、関係している弁護士の談話として伝えている。

また、2月10日の同電は、2月5日時点で連邦地裁イリノイ州北部地区裁判所の裁判官James Moranにより、110百万ドルの和解が暫定的に認められたことを伝えている。

Moran裁判官による正式な和解案(Notice of Pendency of Class Action, Settlement Class Certification, Proposed Settlement and Fairness Hearing)の日付は2月14日付けである。

ここでは、先に紹介した訴状の内容に基づき、原告・被告双方が110百万ドルの和解に達する用意があることが示されている。実際の和解手続は、和解案の内容が本当に満足できるものであるかどうか、その過程が公正であるかどうかなど、さまざまな点についての公開ヒアリング(2003年4月7日)を経て審議された上で認められた場合に初めて成立する。

内容を簡単に述べると、以下のとおりとなる。

まず、1998年以降スターリングを作付けしていないアメリカのとうもろこし生産者は全てこの集団訴訟の原告、すなわち和解金を得るメンバーになることが可能である。もちろん訴訟大国のアメリカであり、別途個人訴訟を起こすことも自由であるが、その場合弁護士費用等全ての費用は個人負担かつ今回の合意案が認められたときに得られる和解金を得る権利は消失する。

また、今回の和解案で示されている和解金総額110百万ドルの中身は実際には①物的損害(property damage)と、②とうもろこしの損失(corn loss)の2つに分けられている。

前者は、スターリングにより訴訟メンバーの穀物、畑、関連施設等に生じた価格低下、輸送、保管費用から、現在までに被告企業により支払われたいかなる物的損害賠償金額等を差し引いたものである。総額の上限は10百万ドルであり、これを超えた場合には、各訴訟メンバーの割合に応じて比例按分した形で減額される。希望者(Property Damage Claimant)は、2003年5月31日(消印有効)までに指定された様式で申請を行い、認められること(Authorized Property Damage Claimantとなること)が必要である。

後者は、スターリングを使用していない全ての生産者(先に述べた物的損害賠償を受けた生産者も含む)に対し、和解金総額から物的損害に適用した金額を引いた残りの和解金を按分して分配するものである。これは申請して有資格者となった生産者が2000年に収穫した面積(仮にこの申請者がとうもろこしを2000年には収穫していない場合には、1998年から2002年までの平均収穫面積の10%)を、申請者全ての合計面積で割って割合を算出し分配するものである。

こちらの希望者(Corn Loss Claimant)は、2003年7月31日(消印有効)までに指定された様式で申請を行い、認められること(Authorized Corn Loss Claimantとなること)が必要である。

さらに、この集団訴訟の原告から除外してほしい場合には2003年3月21日までにその

旨を書面通知する必要がある。

実際の和解案そのものは具体的手続きが詳細に書かれているが、主要なポイントは以上である。

* * *

最後に、110百万ドルの和解に関するスターリングを使用していない生産者の正直な感想に近いと思われる（？）筆者のコメントを付加しておく。

第1に、和解金には昨年9月の合意時点から最終承認までの間に発生する若干の金利が発生するが、これを含めた総額からはまず弁護士費用・必要経費等が引かれ残りが原告に適宜配分されることになる。この弁護士費用は和解案において和解金総額の3分の1を超えないことが示されている。仮に和解金の3分の1、即ち約37百万ドルとした場合、管理費用や書類の郵送費用等の必要経費を差し引いた後に生産者に分配される和解金は残りの73百万ドルとなるというのが極めてラフに見た金額であろう。

一方、西暦2000年に作付けされたとうもろこしの作付面積はUSDAの記録によれば79,551千エーカーであり、あとは簡単な算数となる。

ちなみにインターネット等で紹介されているより正確な試算では費用を全体の約4割と見て、分配可能金を68百万ドルとしている。そしてタイプ1として分類されている物的損害に分配される金額を500万ドルとし、タイプ2のとうもろこしの損失に対して分配される金額を63百万ドルとしている。さらに適用可能となる面積を約60百万エーカーと推定しており、1エーカー当たり約1ドル強を想定している⁽⁴⁾。

仮に和解金のうち農家に分配される金額を全米の作付面積で割れば、1エーカー当たりの金額は1ドルを下回ることになる。もちろん、スターリングを使用しなかった全ての生産者に権利があるからといって、全員が和解金申請手続きをするとは限らないであろうが、それでもこの訴訟の原告となり得る生産者の数は膨大な数に上ることは間違いない。最終的な人数が決定しない限り1人当たりの金額も決定しないが、それでもエーカー当たりの和解金は1-2ドル程度と見られている。

実際、自分が500エーカー程度の畠を所有していた場合、面倒な手続きを経て500-1,000ドルの和解金をもらうメンバーになろうとするであろうか。仮に自分が脱落すれば他のメンバーの手取りが増える、かといって皆が申請すれば手取りは減少するといった形で、今回の和解案、個別の農家、特に中小の家族農家にとっては不満足な結果になっていることは間違いないと思われる。それでは自分で訴訟を起こすかといえば、そんな時間も費用もないというのも現実である以上、今回の和解案を1生産者の視点から見れば心境は極めて複雑であろう。

もっとも訴訟メンバー一人一人が受け取る金額は少なくとも、総額を担う被告にとって大きな脅威となるという集団訴訟の本質は、まさにこの点に存在しているのであるが…。

第2に、パート1で述べた訴状の中で、第60項に注目して頂きたい。受験英文解釈の例

文のような原文では被告が何を怠ったか（failing to inform）という内容について全て並列的に記されているが、本稿ではわかり易いように番号付けをした。この中で特に注目すべきは第6項であろう。つまりスターリングを使用していない生産者、簡単に言えば被告企業の顧客ではない生産者に対しても自社の製品による一定の影響があることを伝達すべきであったというのが原告の主張となっている。スターリングの不適切な取り扱いによって生じた最終的な影響の及ぶ規模と範囲・時間的スケールを考慮した場合、これは当然のことかもしれないが、実際に新製品を開発した企業にとっては、ここまでする必要があるのかという疑問も出てくるのではないかと思う。

実はこの問題は、GMOに限らずバイオテクノロジーの適用に関する全ての新製品がどの程度の事前通告あるいは事前の警告を必要とするか、しかもそれは、誰に対してどのような手段を用いてどう行うべきかという「リスク開示の問題」に直結している。現実問題としては、通常のプレスリリース等に加えてインターネットのウェブサイトにより適宜情報を公開していくことが、必要最低限かつ最も効率的で有効な方法であると思われるがいかがであろうか。もちろんインターネットに自らアクセスしない限りこうした情報にアクセス出来ないという可能性は残るが、従来型の情報伝達に加えてインターネットを活用することにより、不特定多数のステークホルダー（利害関係者）にタイムリーな情報提供を実施するという意味での効果は十分に期待できると思われる。本件では今回の和解案が出たことにより、裁判所はこうした点についての見解を述べてはいないが、少なくとも、現在の食品・食品原料の生産・流通システムがこういった内容を無視できない程「相互依存的（interdependent）関係」になっているという現実は忘れてはならないであろう。

第3に、本項では省略したが、実際の和解金の支払い手法、より具体的に言えば申請を行った農家一人一人に対し、1) どのように和解金を割り当て、2) どのような形で支払うか、といった実務上の手続きに関する点は興味深い。簡単に言えば、先に述べた形で一人一人の受け取り金額が決まるが、実際は和解金支払い基金のようなものを作り、和解金からその基金の運営費用を控除した上で、申請し認められた生産者に対しプリペイド・カードを発行する。そしてこのプリペイド・カードはマスター・カードあるいはビザ・カードが使えるどこの店舗でも利用可能な形とする、などである。主要なクレジット・カードと関連付けている点などはいかにもアメリカ的である。似たような立場に置かれた場合、どのような形で和解金を集団訴訟のメンバーに分配するかということについて、まさに実務的な事例が示されている。その詳細については参考文献に記したウェブサイトを参照して頂ければ幸いである。

* * *

なお、本稿は、実際の裁判の訴状を素材にしてはいるが純粹法律学的な内容ではなく、そうかといって完全な翻訳という訳でもない。いわば法律学と農学の両分野に亘る総説的あるいは研究ノート的な位置づけで作成してみたが、こうした内容についても公表する機

会を与えてくれた農林水産政策研究所 GMO プロジェクト研究に対し、末尾ながら感謝の意を表しておきたい。

(2003 年 3 月 31 日)

- 注 (1) 集団訴訟、共同訴訟、クラス・アクション。「被害者各自は小額の被害であっても集団としてその責任を企業側に追及する訴訟。同じような状況の下に置かれた被害者グループを代表して原告（団）が起こす訴訟であるが、訴訟を提起された裁判所はこの訴訟を明示的に新聞等に広告し、許可しなければならない。認可を得ると、集団の一人ひとりは訴訟参加への通達を受ける。集団への不参加を希望したい者は参加しないことを表明すれば参加しなくてもよい。個々の損害はすくなくとも全体としては巨額になるため、被告会社に対して極度の脅威となる。和解に持ち込まれる例が多い。製造物責任訴訟、環境問題訴訟、雇用差別訴訟などで多く用いられる。Federal Rules of Civil Procedures の Rule 23 に規定されている。」、福田守利「アメリカ商事法辞典」、株式会社ジャパン・タイムス、1995 年、63 頁。
- (2) 厳密に言えば、コモンロー（判例法）に基づき損害賠償を、そしてエクイティ（衡平法）に基づき差止救済をということになる。なお、この部分の原文は、Plaintiff, ..., brings this action for compensatory and punitive damages and injunctive relief. Plaintiff states claims under common law and consumer fraud and deceptive trade practice acts, and demands a trial by jury. となっている。一般には一次的救済手段としてコモンロー上の損害賠償が認められ、それだけでは救済の目的が達せられないときに二次的救済手段としてエクイティ（衡平法）上の特定履行および差止救済・差止命令が行われる。以下、本件の訴状本文には in equity の表現は無いが、内容は上記で述べたとおりである。
- (3) ニューサンス。「ばい煙・汚水・騒音・振動などによって他人の土地の快適、利便な利用を侵害する権利。生活妨害ともいう。不法行為の 1 類型として英米法で発達してきた制度である。なお、同様の侵害行為は、大陸法系では、インミッショナ（ドイツ）、近隣妨害（フランス）とされる。英米法上、ニューサンスは、プライベート・ニューサンスとパブリック・ニューサンスに分けられる。前者は私法上の不法行為であって、差止請求権及び損害賠償請求権を生じる。過失は必要とされない。後者は一種の犯罪（軽罪）であるが、私人が特別損害を立証すれば、損害賠償を求める事もできる。」、金子宏、新堂幸司、平井宣雄、「法律学小事典」、有斐閣、1996 年、886 頁。
- (4) 例えば、D.L.Uchtmann “Corn Farmers Face May 31 Deadline To Submit “Proof of Claims” for Non-Star-Link Farmer Class Action Lawsuits.” アドレスは <http://www.farmdoc.uiuc.edu/legal/pdfs/Instructions03-0506.pdf>
(2003 年 5 月 15 日アクセス)

(追記)

本件は 2003 年 4 月 7 日の公聴会を経てここで紹介した提案内容が認められている。

[参考文献] (本文中の脚注で言及したものと除く)

- [1] ‘Raimond Mulholland v. Aventis Crop Science USA Holding, Inc.’ United States District Court for The Southern District of Illinois, MDL Docket No. 1403. Available at www.non-starlinkfarmers-settlement.com
- [2] ‘Notice of Pendency of Class Action, Settlement Class Certification, Proposes Settlement and Fairness Hearing,’ MDL Docket No.1404. Available at www.non-starlinkfarmerssettlement.com
- [3] ‘US farmers reach \$110 million StarLink settlement,’ Reuters News, February 6th, 2003.
- [4] ‘Farmers \$110 million StarLink Settlement Reached,’ Reuters News, February 7th, 2003.
- [5] ‘Biotech Firms Pay \$110M To Settle StarLink Lawsuit,’ AP News, February 6th, 2003.
- [6] ‘Preliminary StarLink Settlement Reached,’ February 10th, 2003.
www.txfb.org/news/briefs/2003/naag=20030210.htm